

47都道府県で
No.1

24400^(※)

ひょうごのため池の数

ひょうご
五国の中で
No.1

9846^(※)

淡路のため池の数

ため池は淡路に多くのめぐみをもたらし続けています。

災害等に備え

地域みんなで
ため池を

守りたいと考えています。

ため池の所有者・管理者の皆さま

ぜひ届け出をお願いします。



- 届け出を提出してください。
- ため池工事を行うときは市役所へ相談してください。
- 管理者が交代した場合は「ため池変更届出書」を提出してください。

すべての農業用ため池で市への届出が必要です!

Q.1 届出が必要となるため池は?

ため池の大小にかかわらず、農業用に利用される全てのため池で届出が必要です。また、現在利用されていないため池でも、過去に農業用に利用されていたものは、届出が必要です。

Q.2 届出をすべき人は?

ため池の管理者又は所有者です。

Q.3 届出をしないとどうなるの?

届出のないため池は農業用施設とみなされず、災害発生時に農業用施設災害復旧事業の対象になりません。また、淡路島ため池サポートセンターでのため池の適切な維持管理・補修に関する相談（相談料無料）を受けることはできません。市役所からため池届けの提出について催告を受けても、なお提出しない場合は過料が科されます。

Q.4 どんな内容を届け出るの?

ため池届けに、①ため池の名称、②ため池の所在地、③管理者・所有者の情報、④ため池の諸元（堤高、堤長、貯水量）、⑤ため池による受益面積などを記載します。作成にあたって不明な点は、ため池所在地の市役所までお尋ねください。届出書の様式は市役所に連絡いただければ郵送等でお届けします。また県のホームページからダウンロードもできます。市役所の連絡先・ホームページアドレスは、下部をご覧ください。

Q.5 ため池管理者が交代するときはどうするの?

管理者が交代する時は、変更届を市役所に提出する必要があります。

Q.6 ため池届を出すと、災害が発生した時に責任は問われないの?

適切な管理を行わずに災害が発生した場合は、届出の有無にかかわらず、利用者が責任を問われる場合があります。

ため池届を届出いただいた管理者の方には、ため池の管理に役立つ情報を載せた「ため池だより」が届きます。また兵庫県洲本土地改良事務所ではため池の管理に役立つ「ため池管理マニュアル」「ため池お困り手帳」を作成しホームページでも公開しています。印刷・製本されたものは土地改良事務所が無償で配布していますのでご利用下さい。

お問い合わせ

洲本市産業振興部農地整備課 0799-24-7639
南あわじ市産業建設部農地整備課 0799-43-5225
淡路市産業振興部農地整備課 0799-64-2190

淡路県民局洲本土地改良事務所 0799-26-2118
【ため池の適切な維持管理・補修に関する相談は】
淡路島ため池保全サポートセンター 0799-64-1203